

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	食事療養標準負担額減額の特例		
根拠法令及び条項	国民健康保険法施行規則第26条の5第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 国民健康保険法施行規則第26条の5第1項 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成6年10月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成6年10月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月19日	標準処理期間 最終変更年月日	令和6年 3月19日
所管部署	健康福祉部 国保年金課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

国民健康保険法施行令

(昭和三十三年十二月二十七日号外政令第三百六十二号)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第二十六条の五 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。

2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

- 一 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地
- 三 食事療養について支払った食事療養標準負担額
- 四 食事療養を受けた被保険者の入院期間
- 五 前条の認定を受けていることの確認を受けなかつた理由
- 六 被保険者記号・番号

3 前項の申請書には同項第三号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。